

文教警察企業常任委員会会議録

平成30年7月19日

場 所 第3委員会室

平成30年 7 月 19 日 (木曜日)

午前 9 時 57 分開会

会議に付託された議案等

○教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査

○その他報告事項

- ・宮崎県生涯読書活動推進計画の策定について
- ・県立学校のブロック塀緊急点検の結果について
- ・都農町議会からの意見書について

出席委員 (6 人)

委員 長	渡 辺 創
副 委 員 長	日 高 陽 一
委 員	徳 重 忠 夫
委 員	横 田 照 夫
委 員	河 野 哲 也
委 員	函 師 博 規

欠席委員 (1 人)

委 員	中 野 廣 明
-----	---------

委員外議員 (なし)

説明のため出席した者

教育委員会

教 育 長	四 本 孝
副 教 育 長	武 田 宗 仁
教 育 次 長 (教育政策担当)	吉 田 郷 志
教 育 次 長 (教育振興担当)	金 子 文 雄
教 育 政 策 課 長	中 嶋 亮
財 務 福 利 課 長	柚 木 崎 誠 一 朗
育 英 資 金 室 長	重 盛 俊 郎

高 校 教 育 課 長	川 越 淳 一
義 務 教 育 課 長	黒 木 貴
特 別 支 援 教 育 課 長	酒 井 裕 市
教 職 員 課 長	黒 木 健 一
生 涯 学 習 課 長	後 藤 克 文
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	萩 尾 英 司
高 校 総 体 推 進 課 長	米 丸 麻 貴 生
文 化 財 課 長	谷 口 武 範
人 権 同 和 教 育 課 長	鎌 田 剛 史
図 書 館 長	金 子 洋 士

事務局職員出席者

政 策 調 査 課 主 査	甲 斐 健 一
議 事 課 主 任 主 事	石 山 敬 祐

○渡辺委員長 ただいまから文教警察企業常任委員会を開会いたします。

まず、委員会の日程についてであります。

お手元に配付をしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、そのように決定をいたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前 9 時 57 分休憩

午前 9 時 59 分再開

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

報告事項についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が終了した後にお問い合わせをいたします。

○四本教育長 教育委員会でございます。よろしくお願いたします。

それでは、文教警察企業常任委員会資料の表紙をおめくりいただきまして、目次をごらんく

ださい。

今回御審議いただきます議案等は、その他報告事項といたしまして、宮崎県生涯読書活動推進計画の策定について、県立学校のブロック塀等点検の結果について、都農町議会からの意見書についての3件を御報告させていただきます。

詳細につきましては、この後、担当課長が説明いたしますので、御審議のほど、よろしくお願いたします。

私からは以上でございます。

○後藤生涯学習課長 お手元の常任委員会資料の1ページをお開きください。

宮崎県生涯読書活動推進計画の策定についてであります。

これまで本県の読書活動推進に関しましては、宮崎県子ども読書活動推進計画をもとに子どもの読書活動の推進を中心に取り組んできたところですが、このたび、「子どもから大人まで 生涯にわたって読書に親しむ みやざき県民」を目指し、宮崎県生涯読書活動推進計画を策定しましたので報告いたします。

まず、1の策定の趣旨であります。

県では、現在、日本一の読書県を目指して、読書環境の整備や読書振興に向けた施策を進めてきておりますが、今後、日本一の読書県づくりに向け、基本的な考え方や方向性をより明確にした総合的な施策を県民総ぐるみで推進していくために、県内の有識者で構成する宮崎県生涯読書活動推進委員会での議論等に基づいて、本計画を策定するものであります。

2の経緯としましては、平成30年3月に定例教育委員会、4月に常任委員会で計画素案の説明をさせていただきました。その後、5月2日からのパブリック・コメントを経て、計画最終案として取りまとめ、6月の定例教育委員会で

承認をいただき、本日、常任委員会に御報告するものであります。

次に、3のパブリック・コメントの結果であります。21名の方から21件の御意見をいただきました。

その主なものを御紹介いたします。

(2)の表の番号1では、高等学校の読書活動推進について、司書教諭の活用、専任や正規の学校司書の配置に関する御意見が多数ございました。

この件につきましては、司書教諭の配置状況や学校司書の図書業務の質の向上を図るため、平成29年度から、学校司書エリアコーディネーター6名を県内6エリアに配置し、各高校に指導助言等を行っていることについて回答を示したところであります。

次に、2ページの番号2をごらんください。

県立図書館への正規の専門職の配置と人材育成に関して、御意見を複数いただきました。

この件につきましては、専門的な研修への派遣や在籍期間を延ばすなどして、人材育成のあり方を今後検討する旨の回答を示しております。

次に、番号3では、読書活動の推進にコミュニティ・ビジネスへの支援などの取り組みを行ってほしいという御意見をいただきました。

この件につきましては、現在、県民の皆様のアイデアを生かす県民提案型事業の取り組みを行っていることから、今後とも、御意見を踏まえ、取り組みの参考にしていく旨の回答を示しております。

次に、(3)のパブリック・コメントに基づく修正ですが、御意見に基づいて修正を行った箇所が2点ございます。意見の下の欄に、新、旧とありますが、計画の修正後を新、修正前を旧としております。

まず、1点目は、平成28年度文部科学省学校図書館の現状に関する調査において、蔵書冊数や学校司書の配置など、全国平均を下回っていると書いてあるが、数値で現状を示してほしいとの御意見に基づき、県内平均の数値を全国平均とともに明示したところでございます。

2点目は、図書館未設置自治体の読書に親しむ環境が全く整っていないようにも受け取られかねないのではないかと御意見に基づき、未設置の自治体においても読書環境整備の工夫を行っているところもあるため、図書館設置だけではなく、多様な読書環境整備の工夫が求められる表現に修正したところであります。

なお、詳細につきましては、別冊をお配りしておりますので、そちらで御確認をいただけたらと思います。

説明は以上でございます。

○柚木崎財務福利課長 常任委員会資料の3ページをお願いいたします。

県立学校のブロック塀等点検の結果についてであります。

まず、1の県立学校のブロック塀緊急点検の結果についてであります。6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震により、小学校においてプールのブロック塀が倒壊し、女子児童が亡くなるという事故が発生したことから、県立学校の敷地周辺のブロック塀について緊急点検等を行いました。

点検につきましては、事故の翌日の6月19日から25日までに、全ての県立学校で実施いたしました。

内容につきましては、公道に沿ったところなど、学校敷地周辺のブロック塀を中心に、高さの確認、ひび割れや劣化状況、控壁の有無等について点検を行いました。

点検の結果、不適合と判断されたブロック塀が、高等学校13校、特別支援学校1校の計14校で確認されました。

また、不適合ではないが転倒のおそれがあるブロック塀が、高等学校4校、特別支援学校1校の計5校で確認されました。

次に、2の調査であります。文部科学省より、6月29日付で、敷地内全てを対象としたブロック塀の安全点検等状況調査の依頼がありましたことから、7月5日から11日までに、学校施設内の再点検を行いました。

再点検の結果、不適合と判断されたブロック塀が、新たに、高等学校5校、特別支援学校2校、計7校で確認されました。

3の今後の対応につきましては、危険性の高い箇所につきましては早急に安全対策を実施することとし、それ以外につきましても、劣化状況を見ながら計画的に改修を行う予定としております。

報告は以上であります。

○川越高校教育課長 都農町議会からの意見書について説明いたします。

資料の4ページをごらんください。

まず、1の都農高校の再編統合に向けた県の主な取り組みについて御説明いたします。

平成27年5月の県立高等学校教育整備計画中期実施計画において、都農高校については、定員の充足状況等を注視しながら統廃合の検討を行っていくとしたところです。

その方針を受けまして、平成27年6月より、4回にわたり開催されました学校教育改革推進協議会の児湯地区部会において、児湯地区の今後の県立高校3校（高鍋・高鍋農業・都農）のあり方について、保護者、産業界代表者等の皆様の御意見をいただいたところです。

この地区部会でいただいた御意見を参考に、県教育委員会で検討を重ねた結果、平成28年12月に、児湯地域の県立高等学校の再編統合について、平成31年の入試から都農高校の募集を停止するとの方針を教育委員会で決定し、常任委員会でも御報告させていただいたところであります。

その後、改めて、平成29年3月の常任委員会において、県立高等学校教育整備計画策定の経緯及び本計画の中期実施計画に基づく西都地区と児湯地区の県立高等学校再編統合の経緯について説明いたしました。

そして、平成30年3月に、平成31年4月からの都農高校の再編統合に伴う高鍋高校の学科構成等について発表したところであります。

次に、2の都農町議会からの意見書についてですが、(1)にありますように、先月6月14日、都農町議会から、県立都農高等学校の閉校について再考を求める意見書が県知事及び県教育長宛に提出されました。

意見書の対応につきましては、(2)にありますように、6月27日に副知事及び副教育長が都農町を訪問し、都農町議会議長、都農町長、都農教育長に対しまして、改めて都農高校の再編統合の方針を説明し、都農町長からは、都農高校の統廃合についてはまことに残念で断腸の思いではあるが、県の方針を受け入れることとし、本日をもって一つの区切りとしたいとの回答をいただき、一定の理解をいただいたところです。

説明は以上であります。

○渡辺委員長 執行部の説明が終了いたしました。

質疑はございませんでしょうか。

○河野委員 ブロック塀の件から。

全ての県立学校の数を再度確認したいんです

が。

○柚木崎財務福利課長 県立学校は、高等学校39校、特別支援学校13校の52校でございます。これには、中等教育学校や附属中学校、分校を含んでおります。

○河野委員 2度にわたった点検の結果があるんですけど、点検者の4名というのは同一の方ですか。

○柚木崎財務福利課長 同一でございます。当課の技術職員になります。

○河野委員 2回目で新たに7校見つかったというのは、1回目より点検箇所がふえたというのか、新たなところがふえたという考え方ですか。

○柚木崎財務福利課長 1回目の緊急点検は、プールの壁面が崩れて公道に倒れたということで、緊急に学校周囲につきまして重点的に調べました。その後、文科省から全てのブロックをということで、敷地内のブロック等についてはまだ点検が終了しておりませんでしたので、再点検という形で実施いたしました。

○河野委員 不適合という、この言葉がちょっとよくわからないんですけど。

○柚木崎財務福利課長 建築基準法の改正等がございまして、違法に建築されたとかではなく、以前の法では適合していたものが、そのままの状態でも現基準に合わないといったものについて、不適合という表現をいたしております。

○河野委員 点検の仕方が目視というふうになってはいますが、たしか事故が起こったあのプールは、教育委員会は目視して点検を行っていた箇所だと聞いていたんですけど、その目視の仕方と今回の点検の目視の仕方というのは違うんですか。

○柚木崎財務福利課長 大阪府の場合は技術者ではなかったと聞いておりますが、私どもは技

術者が点検をいたしました。目視は、触診とか打診とかを含めております。

今後につきましては、鉄筋探査機とか、そういうものを使った調査もさらに必要になってくるかなというふうに考えております。

○河野委員 今後の対応については、もう始まっている学校はあるのでしょうか。

○柚木崎財務福利課長 小規模なものにつきましては、2校について、もう撤去が終わりました。あと8校についても、規模が小さいところは早急にやっていきたいと。あと、何百メートルもあるような規模が大きいものもございます。こういったものについては、まず工事の設計委託が必要になってきますので、15校については、これから設計委託をやっていきたいと思っております。

○河野委員 スピード感を持った、適した処置をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○徳重委員 同じく、ブロック塀のことについてお尋ねします。

私は都城ですが、都城西高校、あそこの学校の周辺は全部住宅地なんですけど、道路が狭いんです。2メートルぐらいしかございませぬ。ずっと住宅が続いているから、これが壊れたら、もし車が通っていたら車もやられるなと思ひているんです。かなり高いブロック塀のようで、2回目でも不適合となったようなんですけど、できるだけそういう地域の方に影響があるようなところを最優先しなきゃいけないんじゃないかと思ひますが、考え方としてはどうなっていますか。

○柚木崎財務福利課長 小規模のものをまずやっているというのがありますけれども、基本的には公道に面した地域住民の方にも被害が及ぶようなところは早急に改修を進めていきたいと。

都城西高につきましても、2メートル20と高さはぎりぎりオーケーなんですけれども、控壁というものがございませぬ。ですから、基本的には、撤去するという方向で考えたいと思ひております。

○徳重委員 恐らく、距離もかなりあるわけですから、工事をされたときの設計図や図面というのがあるんじゃないかなと思ひます。2メートル以上のものをつくるということで、建築基準、土木基準というんですか、ちゃんとした基準でされていなかったというのは、これは学校が直接頼んだものか、あるいは教育委員会か、県が直接頼んだものか。誰が発注されて、この工事がなされていたのですか。

○柚木崎財務福利課長 今、手元には個別のデータはございませぬが、いろいろなパターンがございまして、県でやったものもあれば、その後、学校がその上にまた積み増しをしたとか、いろいろなパターンがございませぬ。

委員がおっしゃるように、そういった設計当時の図面の確認はもちろんいたしますけど、現状の劣化度なんかも確認する必要がございませぬので、基本的には、危ないものについては撤去・改修していくという考えでおります。

○徳重委員 ぜひ、つくられたときの図面なりの再点検をする。どこがつくったというのもわかっているはずですから。それがないと、私は、これは目視だけでは事はまた起こり得ると思ひますので、もう二度と起きないように対応をしていただきたいと思ひます。

○横田委員 不適合ではないが転倒のおそれがあるブロック塀というのがありますけれども、これは具体的にどういふブロック塀のことを指すんですか。

○柚木崎財務福利課長 ひび割れと劣化の激し

いものでございます。

○横田委員 先ほど撤去という話もありましたけれど、安全対策は具体的にどういう対策になるんでしょうか。

○柚木崎財務福利課長 公道に面した部分など、地域の人にもわかるような注意喚起の表示等、あるいは危険なものについてはロープとかコーンとかいろいろなもので、とにかく近寄らないという対策を学校にお願いしております。

○横田委員 そういうコーンとかをつくるということは、撤去するまでの間はということなんですか。

○柚木崎財務福利課長 緊急、臨時的な措置と考えております。

○横田委員 最終的には、もう全部危ないものは撤去するということなんですか。

○柚木崎財務福利課長 実際、破壊検査とかをしないとわからないものもございまして、破壊して検査して、費用をかけて、やっぱり悪いから改修とするのか、基本的にはもう撤去のほうが費用もかからないのかとかいう部分もございまして、原則的には撤去ということで考えております。

○横田委員 塀をつくった目的は、例えば目隠しとか不審者の侵入防止とか、いろいろ目的があってつくったと思うんですけど、撤去した後はどうな対応になるんでしょうか。

○柚木崎財務福利課長 そういった面につきましては、学校との協議も必要になってくると思いますが、目隠しにするなら、フェンスに波板みたいなのを張るとか、あるいはアルミフェンスで見えないようにする、あるいはワイヤーの見えてもいいようなもの、場合によっては植木等でも大丈夫だとか、それは学校との話し合いで、個々に決めていきたいと思っております。

○図師委員 生涯読書活動推進計画についてなんですが、資料の2ページに、パブリック・コメントに基づく修正とあるんですが、新たな回答の中に、小学校、中学校の蔵書数が全国並みもしくはそれ以下だというのが出ておるんですが、高校の蔵書数に関してはどのような状況になっているんでしょうか。

○後藤生涯学習課長 高校につきましては、学校図書標準というのがございませぬので、記載をしていないという状況でございます。

○図師委員 了解です。

また、その下には、学校司書の方の配置が小・中学校は全国平均を下回っている、高校は上回っているという状況があるんですが。これらの数値を、知事が掲げられる日本一の読書県と照らし合わせていくと、この数値が全国平均を上回っていくこと、また全国トップの数値になっていくことが、日本一の読書県づくりのわかりやすい指標になるんだろうなと思うんですが。

これに関して、推進計画の中の後半にも詳しい数値目標等が出てきておりますが、特に、ここで言う蔵書数とか司書の配置に関して、年次的な数値目標といえますか、具体的に何年度までにはどのくらいの数を配置していきたいというようなものを持たれておるのか、教えてください。

○後藤生涯学習課長 学校司書の配置について、高等学校のほうは、この調査の時点では95.1%ということですが、現在は100%の配置となっております。ただ、専門性等には若干課題があるというところがございます。

小・中学校に関しては、県教育委員会といたしましては、そういう配置のための予算の確保のお願いとか、そういったことで市町村に対しては働きかけをしていかなければならないと

思っておりますけれども、最終的に判断をされるのは市町村ということで、具体的な数値目標を掲げることはしておりませんが、そういった働きかけを今後とも引き続き行っていくということでございます。

○図師委員 予算が伴うことですので一朝一夕には難しいんでしょうけれども、この推進計画の中にもありますとおり、やはり地域ぐるみでこういう取り組みはしていく必要があるかと思えますし、この蔵書については、新書、新刊の図書をそろえるのももちろん必要だと思うんですけれども、地域の方、また民間の方からの寄附・寄贈というところもあわせて募られていく、また、それが地域の読書意欲というものもあわせて醸成していくことにつながろうかと思えますが、そのあたり、何か視点はございますか。

○後藤生涯学習課長 具体的に、そういう寄附というところも考えられるわけですが、これから工程表等を作成いたしまして、具体的に進めていかなければならないと思っております。今後の取り組みの参考にさせていただきたいと思えます。

○図師委員 鶏が先か卵が先かなんですけれども、要は、蔵書数をふやせばそれだけ読書される方がふえるのか、もしくは司書をちゃんと配置すれば、それだけコーディネートが進んで読書する環境が進むのか。やはり、そういうハード面、ソフト面あわせての計画の推進が必要かと思えますので、期待をしております。

都農高校の件をお伺いします。

私も、教育委員会なり副知事まで都農町に出向かれて説明をされた経緯は、都農町側からも話を聞いてきたところなんです。一定の理解を得たというところの報告を、今、受けたところなん

ですが、その説明に行かれたときに、都農町の教育長からどのような意見が出されたのか、教えてください。

○川越高校教育課長 都農町教育長からは、この決定を覆すことができないということは理解できると。今後、次学期の定員や適正規模の問題等も引き続き検討してほしいというお言葉をいただきました。

○図師委員 私にはもう少し詳しい報告があったわけなんです。

もちろん、今回の決定に関して、町長を初め、今後の県との関係も含めて、余り長引かせるものではないとの発言がありました。また、教育長からは、今回の後期計画の学校の統廃合の中で、改めて学年の適正規模の見直しがなかったのは驚いていると。この基準がある限り、これを満たさない高校が実際都農以外にも複数校あって、都農が今回統廃合の対象になっただけではなく、今後も複数校そういう高校が出てくることを見越して、改めて適正規模のあり方を、国からの押しつけだけではなくて、県独自にしっかりと見直していくべきではないかと。それから、都農で何とかこの統廃合の計画がとまり、今後、地域においてそういう小規模校が残っていくような政策を県には求めたいというような意見があったというのを聞いたんですが、そのあたりは確認されていますか。

○川越高校教育課長 お言葉はいただいております。

また、後期計画におきましては、現在、適正規模についての県の基準がありますが、後期計画期間中においては統廃合の実施の予定は今のところございません。

この後期計画策定期間中に、次の実施計画、次の10年の計画について、さまざまな検討がな

されることとなりますが、そのような中で適正規模も含めまして議論が行われるものと考えております。

○**図師委員** 最後にしますが、後期計画にある適正規模に、現場の学校がもうそぐわないところが複数校あり、乖離しているという状況を、都農町側としては後期計画が発表されると同時に見直しがあるものかというふうに思われていたところもありますが、今の御答弁では、この3年の中で、さらに次の3年後の計画の発表のときには適正規模の見直し等も含めて検討されるというふうな御答弁だったと思いますので、そのあたりを今後も注視させていただきたいと思います。

○**渡辺委員長** ほか、いかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**渡辺委員長** その他で何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**渡辺委員長** それでは、以上をもって教育委員会を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。暫時休憩いたします。

午前10時29分休憩

午前10時33分再開

○**渡辺委員長** 委員会を再開いたします。その他、何かございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**渡辺委員長** それでは、以上をもちまして本日の委員会を終了いたします。

午前10時33分閉会

署 名

文教警察企業常任委員会委員長 渡 辺 創